

一般社団法人 埼玉県バス協会
会長 金井 応季
一般社団法人 埼玉県乗用自動車協会
会長 小谷 彰治

} 様

埼玉県企画財政部交通政策課長 吉井 洋紀
(公印省略)

公共交通運転手不足対策促進事業補助金交付要綱等の制定及び交付要望について（照会）

本県の交通政策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記のとおり令和7年度から新たな補助制度「公共交通運転手不足対策促進事業補助金」を創設し、別添のとおり交付要綱及び取扱要領を策定しましたので通知します。

つきましては、本補助金の要望がある場合は、令和7年5月23日（金）までに交付要望書及び要領第5条に定める添付書類を作成し御提出くださるよう、関係事業者の皆様への周知をお願いいたします。

なお、予算に限りがあり、要望どおりに採択されない場合がありますので、予め御了承ください。

記

1 補助制度の概要

(1) 趣旨

地域公共交通における女性運転手等の雇用促進を図るため、公共交通事業者が実施する運転手にとって魅力ある職場環境整備に向けた取組^{*1}に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

*1 女性専用トイレ、女性専用更衣室、女性専用休憩室など女性進出促進のための職場環境整備に資する設備の新設又は改修

(2) 補助対象事業者

公共交通事業者のうち、中小企業者であって、次の全ての要件に該当する者。

- ・県内に営業所または折り返し場等の運転手が滞在する施設を有する者であること。
- ・関係市町村からの協力^{*2}を受け、補助対象事業で整備した設備などを活用し採用活動を実施する者であること。
- ・高速乗合バスのみを運行する者でないこと。

- * 2 交付申請の際に、補助対象事業で整備した設備などを活用した採用活動に関し、関係市町村が協力（交通事業者の女性運転手等募集情報を市町村HPやSNSへ掲載する等）することが確認できる確認書（要綱第1号別紙3）を当該市町村から取り付けていただく必要があります。

（3）採用計画の提出及び採用実績の報告

5年間の女性運転手に係る採用計画を提出するとともに、当該期間における採用人数等採用活動の実績について、県の求めに応じて報告していただきます。

また、県の求めに応じて、県が主催する会議、研修会等における補助対象事業及び当該実績に係る情報の提供について協力をお願いします。

（4）補助率及び補助上限額

補助率：補助対象経費の1／2以内

補助上限額：200万円

2 提出方法

別添記入例を参照の上、交付要望書及び要領第5条に定める添付書類を作成し、令和7年5月23日（金）までに下記のメールアドレスに電子メールでご提出ください。

3 その他

補助金に係る今後の予定は次のとおりです。

- ① 交付要望書の審査、ヒアリング（5月～6月）
- ② 内示通知、交付申請、交付決定（6月～7月）

担 当 埼玉県 企画財政部 交通政策課
交通企画・バス担当 島根、古川
電 話 048-830-2232
E-mail a2220-10@pref.saitama.lg.jp